

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令案 新旧対照条文 目次

|   |  |   |
|---|--|---|
| ○ | マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）（抄）（第一条関係）  | 1 |
| ○ | マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第二百三十八号）（抄）（第二条関係） | 3 |
| ○ | 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）（抄）（第三条関係）                 | 5 |

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>（意見書の内容の審査の方法）</p> <p>第一条の二 法第十一条第四項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述については行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条の規定を、法第十一条第四項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取については同令第九条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同令第八条中「審理員は」とあるのは「都道府県知事等（マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第四条の二第二項に規定する都道府県知事等）」と読み替えるものとする。</p> <p>（意見書の内容の審査の方法）</p> <p>第三十七条 法第七十条第四項（法第八十三条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する行政不服審査法第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述については行政不服審査法施行令第八条の規定を、法第七十条第四項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取については同令第九条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同令第八条中「審理員は」とあるのは「都道府県知事等（マンションの建替え等の円滑化に関する法</p> | <p>（意見書の内容の審査の方法）</p> <p>第一条の二 法第十一条第四項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述については行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条の規定を、法第十一条第四項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取については同令第九条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同令第八条中「審理員は」とあるのは「都道府県知事等（マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）<u>第九条</u>第一項に規定する都道府県知事等）」と読み替えるものとする。</p> <p>（意見書の内容の審査の方法）</p> <p>第三十七条 法第七十条第四項（法第八十三条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する行政不服審査法第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述については行政不服審査法施行令第八条の規定を、法第七十条第四項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取については同令第九条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同令第八条中「審理員は」とあるのは「都道府県知事等（マンションの建替え等の円滑化に関する法</p> |

律（平成十四年法律第七十八号）第四条の二第二項に規定する都道府県知事等をいう。以下同じ。）は」と、「総務省令」とあるのは「国土交通省令」と、「審理員」とあるのは「都道府県知事等」と、同令第九条中「審理員」とあるのは「都道府県知事等」と読み替えるものとする。

律（平成十四年法律第七十八号）第九条第一項に規定する都道府県知事等をいう。以下同じ。）は」と、「総務省令」とあるのは「国土交通省令」と、「審理員」とあるのは「都道府県知事等」と、同令第九条中「審理員」とあるのは「都道府県知事等」と読み替えるものとする。

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>（指定認定事務支援法人の指定）</p> <p>第一条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「法律」という。）<u>第五条の二十二</u>第一項の規定による指定（以下「指定」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、計画作成都道府県等の委託を受けて同項各号に掲げる事務（以下「認定支援事務」という。）を行おうとする法人の申請により行う。</p> <p>2 計画作成都道府県知事等は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。</p> <p>一 当該申請をした法人が、認定支援事務の運営に関する国土交通省令で定める基準に従つて認定支援事務を適正に実施することができないと認められるとき。</p> <p>二 当該申請をした法人が、法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない法人であるとき。</p> <p>三 当該申請をした法人が、<u>第四条の規定により指定を取り消され</u>、その取消しの日から二年を経過しない法人であるとき。</p> <p>四 当該申請をした法人の役員のうち、法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者があるとき。</p> <p>（指定の取消し）</p> <p>第四条 計画作成都道府県知事等は、指定認定事務支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。</p> | <p>（指定認定事務支援法人の指定）</p> <p>第一条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「法律」という。）<u>第十二条</u>第一項の規定による指定（以下「指定」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、計画作成都道府県等の委託を受けて同項各号に掲げる事務（以下「認定支援事務」という。）を行おうとする法人の申請により行う。</p> <p>2 計画作成都道府県知事等は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。</p> <p>一 当該申請をした法人が、認定支援事務の運営に関する国土交通省令で定める基準に従つて認定支援事務を適正に実施することができないと認められるとき。</p> <p>二 当該申請をした法人が、法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない法人であるとき。</p> <p>三 当該申請をした法人が、<u>第四条の規定により指定を取り消され</u>、その取消しの日から二年を経過しない法人であるとき。</p> <p>四 当該申請をした法人の役員のうち、法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者があるとき。</p> <p>（指定の取消し）</p> <p>第四条 計画作成都道府県知事等は、指定認定事務支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。</p> |

- 一 法第五条の二十二第一項の国土交通省令で定める要件を満たさなくなったとき。
- 二 第一条第二項第一号、第二号又は第四号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 三 第二条の規定に違反したとき。
- 四 前条の規定により報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 五 不正の手段により指定を受けたとき。

- 一 法第五条の十二第一項の国土交通省令で定める要件を満たさなくなったとき。
- 二 第一条第二項第一号、第二号又は第四号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 三 第二条の規定に違反したとき。
- 四 前条の規定により報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 五 不正の手段により指定を受けたとき。

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>附則</p> <p>（固定資産税の減額に関する特例の適用を受ける新築住宅等の範囲）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2547（略）</p> <p>48 法附則第十五条の九の三第一項に規定するマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第五条の二第一項の規定による助言若しくは指導を受けた管理者等に係るマンション又は同法第五条の十八に規定する管理計画認定マンションで政令で定めるものは、これらのマンションのうち次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</p> <p>一 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。</p> <p>イ 法附則第十五条の九の三第一項に規定する工事より前にマンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替を含む大規模な工事で国土交通大臣が総務大臣と協議して定めるものが行われたことがあること。</p> <p>ロ 当該マンションに係る建物の区分所有等に関する法律第二条第一項に規定する建物の部分に相当する部分の数が十以上であること。</p> <p>二 次に掲げるマンションの区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。</p> <p>イ マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の二第一項の規定による助言又は指導を受けた同項に規定する管理組合の管理者等に係るマンション 当該助言又は指導がマ</p> | <p>附則</p> <p>（固定資産税の減額に関する特例の適用を受ける新築住宅等の範囲）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2547（略）</p> <p>48 法附則第十五条の九の三第一項に規定するマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第五条の二第一項の規定による助言若しくは指導を受けた管理者等に係るマンション又は同法第五条の八に規定する管理計画認定マンションで政令で定めるものは、これらのマンションのうち次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</p> <p>一 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。</p> <p>イ 法附則第十五条の九の三第一項に規定する工事より前にマンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替を含む大規模な工事で国土交通大臣が総務大臣と協議して定めるものが行われたことがあること。</p> <p>ロ 当該マンションに係る建物の区分所有等に関する法律第二条第一項に規定する建物の部分に相当する部分の数が十以上であること。</p> <p>二 次に掲げるマンションの区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。</p> <p>イ マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の二第一項の規定による助言又は指導を受けた同項に規定する管理組合の管理者等に係るマンション 当該助言又は指導がマ</p> |

ンションの修繕に関する長期の計画で総務省令で定めるもの（以下このイにおいて「特定計画」という。）に係るものであり、かつ、当該助言又は指導を受けた日以後に、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める基準に適合する当該管理組合の管理者等に係るマンションに係る特定計画が作成され、又は当該基準に適合するように当該管理組合の管理者等に係るマンションに係る特定計画が変更されたこと。

ロ マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の十八に規定する管理計画認定マンション 当該マンションに係る資金計画のうちマンションの修繕に係る部分として総務省令で定めるもの（以下このロにおいて「特定部分」という。）が、令和三年九月一日から令和四年三月三十一日までの間にマンションの修繕を確実に遂行するため適切なものとして国土交通大臣が総務大臣と協議して定める基準に適合することとなったこと、又は同年四月一日以後に同法第五条の十四第二号に掲げる基準（特定部分に係る部分に限る。）に適合することとなったこと。

49  
52  
(略)

ンションの修繕に関する長期の計画で総務省令で定めるもの（以下このイにおいて「特定計画」という。）に係るものであり、かつ、当該助言又は指導を受けた日以後に、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める基準に適合する当該管理組合の管理者等に係るマンションに係る特定計画が作成され、又は当該基準に適合するように当該管理組合の管理者等に係るマンションに係る特定計画が変更されたこと。

ロ マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の八に規定する管理計画認定マンション 当該マンションに係る資金計画のうちマンションの修繕に係る部分として総務省令で定めるもの（以下このロにおいて「特定部分」という。）が、令和三年九月一日から令和四年三月三十一日までの間にマンションの修繕を確実に遂行するため適切なものとして国土交通大臣が総務大臣と協議して定める基準に適合することとなったこと、又は同年四月一日以後に同法第五条の四第二号に掲げる基準（特定部分に係る部分に限る。）に適合することとなったこと。

49  
52  
(略)